

生	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			
(令和11年3月末まで有効)			

サ 対 第 2 7 号

( 備 一 )

令和5年5月11日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について

これまで、青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザーについては、「青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー運用要綱の制定について(通達)」(平成29年5月2日付け、青警本保第66号など)に基づき運用してきたところであるが、その運用要綱について別添のとおり制定し、今後も運用を継続することとしたので、効果的な運用に努められたい。

本件担当

サイバー犯罪対策課      サイバーセキュリティ人材育成係  
サイバー犯罪対策係

# 青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー運用要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 委嘱

- 1 アドバイザーは、次に掲げる要件を満たす者のうちから、適任と認められる者を本部長が委嘱するものとする。
  - (1) 大学、民間企業等においてコンピュータネットワークや情報システムに関する研究、業務に携わるなど、サイバーセキュリティ分野における専門的技術及び知識を有し、勤務先等からの承認を得られること。
  - (2) 警察活動に深い理解を示し、かつ、人格及び行動について社会的信望を有すること。
  - (3) 原則として県内に居住地又は勤務地を有すること。
- 2 サイバー犯罪対策課長は、要件を満たす適格者を選考し、青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー推薦書（様式第1号）により、本部長に上申するものとする。
- 3 本部長は、1の規定によりアドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

## 第3 任期

アドバイザーの任期は、委嘱日から翌々年3月31日までとし、再任を妨げない。

## 第4 任務

アドバイザーの任務は、次に掲げるとおりとする。

- 1 警察職員に関する助言・教養
  - (1) サイバー犯罪捜査、サイバー攻撃捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する捜査員向け教養の実施
  - (2) サイバー犯罪捜査、サイバー攻撃捜査及び対策に係る必要な知識、技術に関する助言
  - (3) サイバー犯罪捜査、サイバー攻撃捜査及び対策に係る執務資料等の内容に関する助言
- 2 一般県民に関する啓発
  - (1) サイバーセキュリティに関する県民向け講話の実施
  - (2) その他サイバーセキュリティに関する広報及び啓発のための諸活動

## 第5 運用

- 1 所属長は、アドバイザーの支援を受ける必要があると認める時は、青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー派遣依頼書（様式第3号）をサイバー犯罪対策課長に提出するものとする。
- 2 サイバー犯罪対策課長は、申請の内容を精査して支援の必要性を判断するとともに、アドバイザーと十分な調整を行った上で、支援活動の日時、内容等を決定するものとする。
- 3 サイバー犯罪対策課長は、必要に応じ、青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー派遣通知書（様式第4号）により、支援活動の日時等をアドバイザー及び申請に係る所属長へ通知するものとする。
- 4 支援を受けた所属長は、支援活動の結果を申報によりサイバー犯罪対策課長へ報告するものとする。

## 第6 遵守事項

- 1 アドバイザーは、委嘱期間中及びその後においても、任務に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 アドバイザーとしての任務に従事しているときは、自己の利益を追求することを目的とした行為を行ってはならない。
- 3 その他アドバイザーとしての信用を傷付け、不名誉となるような行為を行ってはならない。

## 第7 解嘱

- 1 本部長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当したときは、解嘱することができるものとする。
  - (1) 本人から解嘱の申し出があったとき。
  - (2) 第2の1の各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。
  - (3) 第6に規定する遵守事項に違反したとき。
  - (4) その他解嘱することが相当であると認められる事項が生じたとき。
- 2 サイバー犯罪対策課長は、解嘱が相当と判断した時は、青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー解嘱上申書（様式第5号）により、本部長に上申するものとする。
- 3 本部長は、1の規定によりアドバイザーを解嘱するときは解嘱通知書（様式第6号）を交付するものとする。

## 第8 運用上の留意事項

サイバー犯罪対策課は、アドバイザーが他に本来の業務を有している事情を考慮し、

その運用に当たっては過度の負担を強いることのないように配慮するとともに、アドバイザーと積極的に情報交換を行うなど、緊密な連携の保持に努めること。

## 第9 庶務

アドバイザーに関する庶務は、サイバー犯罪対策課において処理する。

様式第1号（第2関係）

年 月 日

青森県警察本部長 殿

サイバー犯罪対策課長

青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー推薦書

次の者を青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザーとして推薦する。

氏名	
推薦理由	
被推薦者の経歴等	
備考	

※関係資料があれば添付すること。

# 委 嘱 状

（氏 名）

殿

あなたを 青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー  
に委嘱します

記

1 委嘱期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

青森県警察本部長 警視長 氏 名

印

様式第3号（第5関係）

年 月 日

青森県警察本部長 殿

（ 所 属 長 ）

青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー派遣依頼書

派遣事由	
派遣日時	年 月 日 午 時 分頃から 午 時 分頃まで
派遣場所	
内 容	
備 考	

※関係資料があれば添付すること。

様式第4号（第5関係）

年 月 日

（所属長） 殿

サイバー犯罪対策課長

青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー派遣通知書  
先に依頼のあった件について、次のとおり派遣することとしたので通知します。

担当アドバイザー	
実施日時	年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで
実施場所	
支援内容	
備考	



様式第5号（第7関係）

年 月 日

青森県警察本部長 殿

サイバー犯罪対策課長

青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー解嘱上申書

次の者を青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザーから解嘱されるよう上申する。

氏 名	
解嘱理由	
備 考	

※関係資料があれば添付すること。

解 嘱 通 知 書

殿

あなたを 青森県警察サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー  
に委嘱しておりましたが、その職を解くこととしましたので通知します。

年 月 日

青森県警察本部長 警視長 氏 名

印